

組合 Q & A

脱退した企業の理事の地位

組合を脱退したら、その企業から選出されている理事は退任になるのか

組合員企業が組合を脱退したら、その会社から出ている理事は理事資格喪失により退任するか、組合員外の理事になります。

理事には残任義務があるから脱退しても後任の理事が決まるまでは辞められない、という人がいますがそれは間違いです。脱退の場合には残任義務はありません。理事の残任義務は任期満了と辞任の場合のみ適用されますから、脱退による理事資格喪失には残任義務はないのです。しかし、組合員外の理事は員外理事として残る可能性があります。

組合の理事には二つのタイプがあります。一つは組合員から選ばれた理事、もう一つは、組合員以外から選ばれた理事は員外理事です。組合の定款には、員外理事を認める規定と認めない規定があります。

理事を組合員の中から選ぶ規定の組合では、脱退は即、理事退任を意味します。一方、理事を組合員以外の者として「員外理事」でもよいとしている組合では、脱退後の理事の身分は次の二つの見解に分かれます。

① 員外理事として残る

「員外理事」の人数に余裕があれば、組合を脱退しても員外理事として残る、とする見解があります。この解釈の組合は多いようです。員外理事の枠がいっぱいの場合は無理ですが、枠に余裕があれば理事に残れないことはありませぬ。退任により理事の定数割れになる場合などは、員外理事として残す解釈が実務的には便利です。

② 退任する

組合員から選ばれた理事は、脱退したら理事ではなくなるとする見解（※1）もあります。この解釈が理想的だと思います。

員外理事は選挙の段階で外部の知見を得ることや実務に専従できることを意図（※2）して選んでいる、だから、脱退した者を員外理事に残すべきではない、ということですが、

この解釈がなぜ理想かという点、

除名のときに理事の地位を剥奪できるからです。①の説を採ると、除名した組合員企業の社長も員外理事に残ることになります。理事になるのは個人ですから法人が除名になっても、理事を解任されるわけでもないという解釈が成り立つのです。そのため①説だと、除名された組合員企業の社長が、員外理事としての身分を主張してきた場合、否定するのが難しいのです。

極論だと言われそうですが、理事の定数割れを防ぐためには①説が便利ですが、正しいのは②説だと考えます。

〔※1〕「解説 中小企業協同組合法」村山光信 著 日本評論社 三九七頁（※2）全国中央会「中小企業組合質疑応答集」改訂第四版 一一二頁に「中協法で「員外理事」を定めた趣旨は、「正規理事（員内理事）」が自己の企業の事業もあることから、組合の事業運営に専念し得ない恐れがあり、他方員外からも広く人材を起用することが望ましい」とある。

ポイント

★理事資格喪失には残任義務はない

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書については詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 組合員、登記、届出に関する正誤問題です。

【第1問】 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

【第2問】 組合員名簿は、組合員又は組合の債権者からの閲覧請求があれば、正当な理由なくこれを拒むことができない。

【第3問】 事業協同組合は、原則として組合員以外の者の事業利用を組合員の総利用分量の25%までに制限している。

《解答》【第1問】○【第2問】○【第3問】×（直接奉仕の原則があるから、組合の共同事業の利用者は、本来、組合員に限るべきである。しかし、共同施設が遊休状態にあるのももったいないので、次の2つの条件で組合員以外の者の利用を認めている。①組合員の利用に支障がないこと。②員外者の利用料を当該事業年度における組合員の総利用分量の20%以内に制限すること。したがって、「25%まで」は数字の間違いである。）